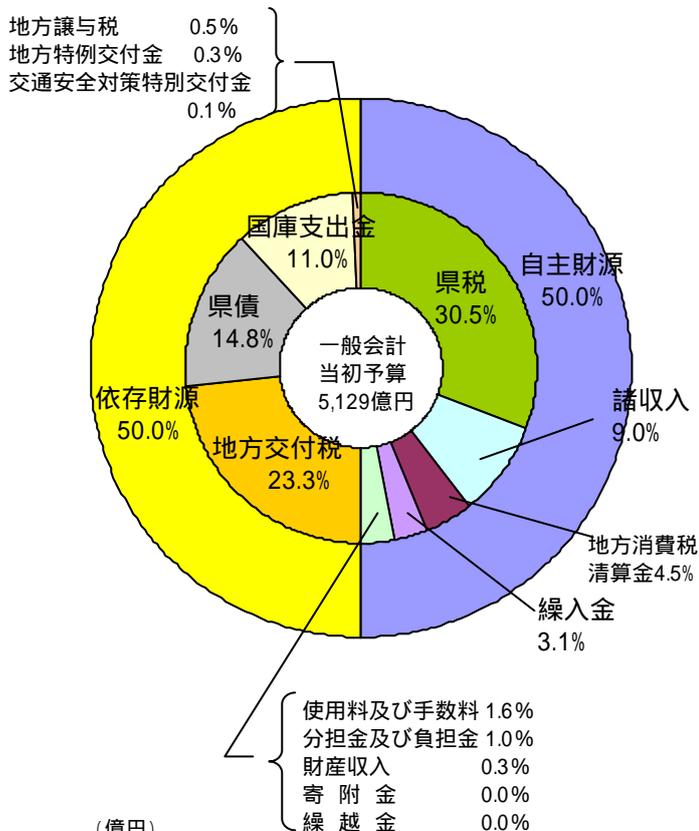


必要とするお金はどうやってまかなうのですか。

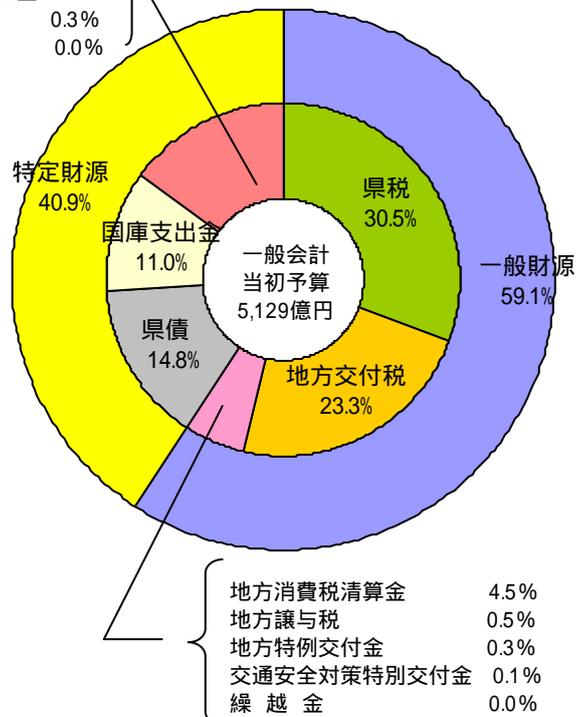
- 一般会計歳入予算 -

自主財源・依存財源別

一般財源・特定財源別

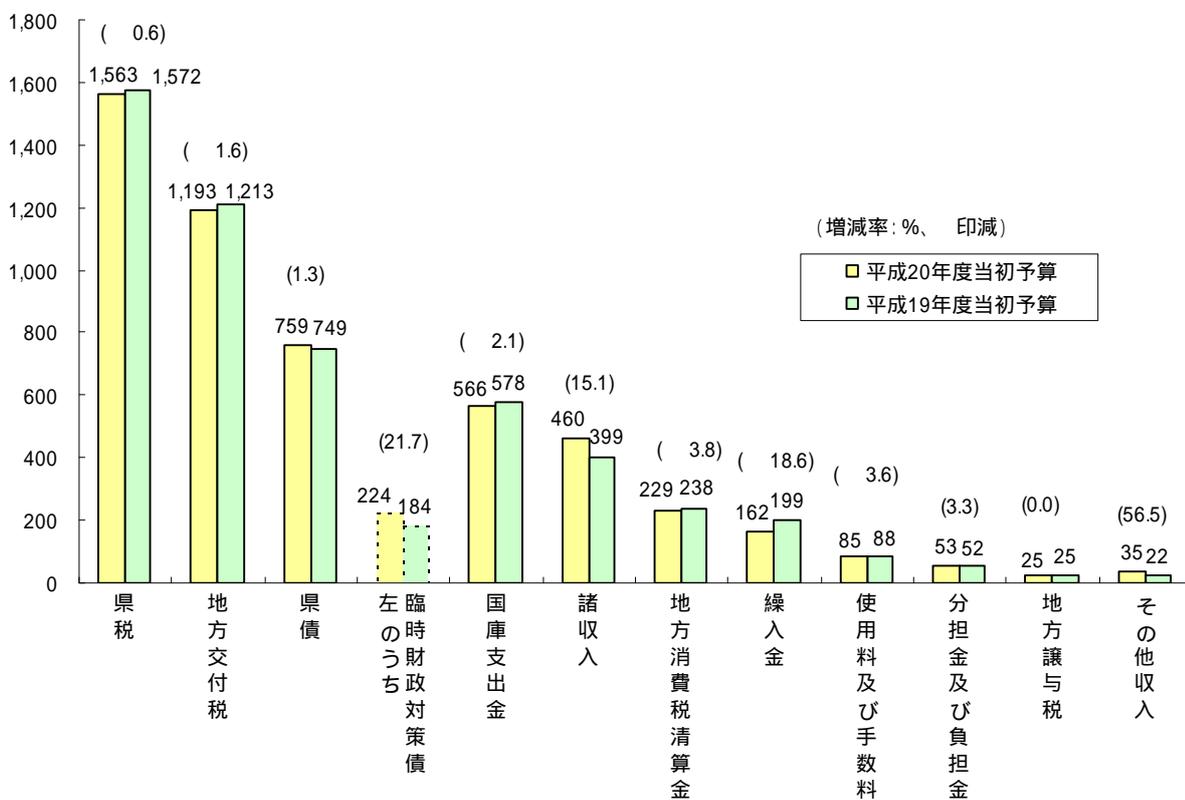


諸収入	9.0%
繰入金	3.1%
使用料及び手数料	1.6%
分担金及び負担金	1.0%
財産収入	0.3%
寄附金	0.0%



地方消費税清算金	4.5%
地方譲与税	0.5%
地方特例交付金	0.3%
交通安全対策特別交付金	0.1%
繰越金	0.0%

(億円)



(注) 円グラフ、棒グラフは端数処理のため、内訳が合計に一致しない場合があります。

歳入のうち県税の割合は30.5%となっています。また、自らの手で調達する**自主財源**の割合は50.0%、用途が特定されていない**一般財源**の割合は59.1%となっています。

県税は、個人県民税が19年度の税源移譲の平年度化の影響により増加する一方、地方消費税が、本来20年度分となるべき税収が納付期日が休日にあたることから21年度分はずれ込むため、減少することなどにより、0.6%の減を見込んでいます。また、**地方消費税清算金**を加えた**実質県税**は、対前年度比0.5%減とほぼ前年比並みを見込んでいます。

地方交付税は、対前年度比1.6%減となっていますが、**臨時財政対策債**を加えた実質交付税では「地方再生対策費」の創設などにより1.4%増を見込んでいます。

県の借金である県債は、対前年度比1.3%増となっていますが、国の財源不足のため発行する**臨時財政対策債**を除けば5.4%減となっています。

ひとくちメモ

自主財源と依存財源

県が自らの手で徴収または収納する財源を自主財源といい、国から定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源を依存財源といいます。

一般財源と特定財源

用途が特定されていない財源を一般財源といい、国庫支出金や県債のように用途が特定されている財源を特定財源といいます。

地方消費税清算金

地方消費税は消費地と課税地が一致しないため、これを都道府県間で調整をする必要がありますが、これを行うのが地方消費税清算金です。

実質県税

県税に歳入・歳出相殺後の地方消費税清算金を加えたもので、県税の実収入といえるものです。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源を保障するため、各地方公共団体ごとに標準的な需要額と収入額を算定し、財源不足が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として国税5税の一定割合(所得税、酒税は32.0%、法人税は34.0%、消費税は29.5%、たばこ税は25.0%)が充てられています。

臨時財政対策債

臨時財政対策債とは、国の交付税特別会計の財源不足に対応するため特例として地方が発行するいわゆる赤字地方債で、その償還額全額が交付税で措置されるものです。このため、地方交付税と臨時財政対策債を合わせ、実質交付税と呼んでいます。

県債

県が道路などの社会資本を整備する際に、その財源として資金調達する債務のことで、債務の履行が一会計年度を越えて行われるものを指します。

いわば県の借金にあたり、後年度に負担が生じますが、耐用年数の長い社会資本の整備については後年度の世代もその恩恵を受けることから、県債を活用することは現世代の負担の軽減を図るとともに、世代間の負担の公平化を図る効果もあります。